

令和2年9月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年9月30日(水曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館2階 研修室1

3. 出席委員 15名

1番	吉永 義量	2番	貞廣 誠也	3番	小松 優
4番	川田 忠宏	5番	関川 裕二	6番	都築 英明
7番	公文 基嗣	8番	高松 敏子		
10番	茂井 雅昭	11番	松本 勇	12番	岡村 和紀
13番	黒岩 正充	14番	石河 史成		
16番	安岡 志乃	17番	清遠 典子		

4. 欠席委員 3名

5. 事務局

事務局長	岡村 昭
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(受付番号72～80)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 非農地証明願 6件

議案第4号 農用地区域変更協議内容一覧表 3件

議案第5号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 9 月定例会を開催します。本日の出席委員は 15 名であります。欠席者は 3 名です。出席委員 15 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は都築英明委員と公文基嗣委員にお願いします。

議 長 　　今回も新型コロナ感染拡大防止のため、事前に配布した資料の説明は行わず、質問・採決のみを行うこととします。

(議案については質問・採決のみ実施)

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 7 2 番

　　大字西分字福原 甲 6078 番で地目は田、面積は 1,270 m²、甲 6080 番で地目は田、面積は 63 m²。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さん。期間は R2 年 9 月 1 日から R12 年 8 月 31 日までの 10 年。作付けは稲。賃借料は無償。

　　受付番号 7 3 番

　　大字和食字城福寺 甲 5210 番で地目は田、面積は 637 m²。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さん。期間は R2 年 10 月 1 日から R4 年 10 月 1 日までの 2 年。作付けはナス。賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 7 4 番

　　大字和食字城福寺 甲 5209 番で地目は田、面積は 292 m²。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さん。期間は R2 年 10 月 1 日から R4 年 10 月 1 日までの 2 年。作付けはナス。賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 7 5 番

　　大字和食字城福寺 甲 5208 番で地目は田、面積は 558 m²。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さん。期間は R2 年 10 月 1 日から R4 年 10 月 1 日までの 2 年。作付けはナス。賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 7 6 番

　　大字和食字中入野 甲 2949 番で地目は田、面積は 597 m²。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さん。期間は R2 年 9 月 1 日から R12 年 8 月 31 日までの 10 年。作付けは ナス。賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 7 7 番

　　大字和食字藤田 甲 5241 番で地目は田、面積は 403 m²。譲渡人は〇〇 さん、

譲受人は〇〇さん。期間はR2年10月1日からR12年9月30日までの10年。
作付けはナス。賃借料は1反当り6俵。

受付番号78番

大字和食字藤田 甲5244番で地目は田、面積は739㎡。譲渡人は〇〇さん、
譲受人は〇〇さん。期間はR2年10月1日からR12年9月30日までの10年。
作付けはナス。賃借料は1反当り6俵。

受付番号79番

大字和食字東音太郎 甲4186番1で地目は田、面積は1,043㎡。譲渡人は
〇〇さん、譲受人は〇〇さん。期間はR2年8月1日からR7年7月31日ま
での5年。作付けはナス。賃借料は1反当り6俵。

受付番号80番

大字西分字加重 甲5635番で地目は田、面積は921㎡、甲5636番で地目は
田、面積は257㎡。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。期間はR2年8
月1日からR15年3月31日までの12年8ヶ月。作付けはピーマン。賃借料
は無償。

議 長 第1号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定9件について、いずれ
も適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について議題
とします。

(議案については質問・採決のみ実施)

第2号議案 農地法第4条の規程による許可申請について。

受付番号1 土地の所在は大字西分字平内畑 甲6164番、地目は田で転用面
積は1,734㎡。申請人は〇〇さん。

昨日に会長、黒岩委員、石河委員、事務局にて現地確認。

受付番号1は太陽光発電への転用。

議 長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 第2号議案について、許可してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第4条第1項の規程による許可申請については、許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 非農地証明願について議題とします。

(議案については質問・採決のみ実施)

第3号議案 非農地証明願について。

受付番号6 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字馬ノ上字妙見ノ東 3521番、地目は台帳畑、現況 雑種地で面積は19㎡。申請理由は、年月日不詳より、地元住民が神社神道に従い、農作物の豊穰・氏子の繁栄を願うご祭神奉斎の為、社を建立しており今後も農地として利用することはありません。

昨日に会長、岡村和紀委員、川田忠宏委員、事務局にて現地確認。

受付番号7 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字西分字浜松林ハセヲリ東浜林 甲 5082番 62、地目は台帳畑、現況 墓地で面積は53㎡。申請理由は、申請者が購入当初より非農地であり、又、海岸沿いであることから耕作に適していないことで全く農地として使用していない。現在は知人が墓地として

昨日に会長、石河委員、小松委員、事務局にて現地確認。

受付番号8 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙 116番、地目は台帳畑、現況 原野、面積333㎡、乙 119番、地目は台帳田、現況 原野、面積386㎡。申請理由は、15年以上耕作しておらず耕作続行困難な為。

昨日に会長、茂井委員、務局にて現地確認。

受付番号9 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙 117番イ、地目は台帳畑、現況 原野、面積109㎡、乙 117番ロ、地目は台帳田、現況 原野、面積234㎡。申請理由は、15年以上耕作しておらず耕作続行困難な為。

昨日に会長、茂井委員、務局にて現地確認。

受付番号10 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字馬ノ上字東松谷西ノ平1689番、地目は台帳畑、現況山林、面積2,915㎡。申請理由は、15年以上耕作しておらず耕作続行困難な為。

昨日に会長、川田委員、岡村和紀委員、事務局にて現地確認。

受付番号11 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字馬ノ上字松ノ平1699番1、地目は台帳田、現況山林、面積711㎡。申請理由は、15年以上耕作しておらず耕作続行困難な為。

昨日に会長、川田委員、岡村和紀委員、事務局にて現地確認。

事務局 受付番号8・9・10・11については、以前に除外申請が提出されていた農地であり、県の許可があり、今回非農地証明が申請されております。非農地申請の許可後は太陽光を設置するとのことです。
受付番号1については、年月日不詳から社が建立されており、今回、正式な地目へ変更するとのことです。
受付番号7については、売買予約の仮登記がされており、今回、非農地処理を行い地目と名義変更を行うとのことです。

議長 それではお謀りします。第3号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議長 それでは第3号議案 非農地証明願については許可いたします。

議長 続きまして第4号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について議題とします。

(議案については質問・採決のみ実施)

事務局 第4号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について。
整理番号1 除外申請地の所在は大字馬ノ上字笹原ノ畦1932番、地目は台帳畑、現況雑種地、転用面積は671㎡の内16㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇。除外目的は携帯電話基地局を建設。農地区分は第2種農地と判断。
昨日に会長、岡村悟委員、川田忠宏委員、事務局にて現地確認。
整理番号2 除外申請地の所在は大字馬ノ上字妙見ノ東3516番、地目は田、転用面積は333㎡の内8.58㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇。除外目

的は参道及び石塔の配置・模様替。農地区分は第1種農地と判断。
昨日に会長、岡村和紀委員、川田忠宏委員、事務局にて現地確認。
整理番号3 除外申請地の所在は大字馬ノ上字王子芝 909 番 1、地目は畑、
転用面積は 499 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。除外目的は住
宅を建築。農地区分は第1種農地と判断。
昨日に会長、岡村悟委員、川田忠宏委員、事務局にて現地確認。

事務局 補足説明としまして、整理番号2は、県の事業で河川改修を行う過程で現
在、社を祭っている場所の一部が買収されるため、今回、社の移設用地とし
て除外を受けるものです。

議長 第4号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議長 それではお謀りします。第4号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更
についての3件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議長 それでは、第4号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更については3
件全て許可いたします。

議長 続きまして第5号議案 その他について 委員、事務局より何かありませ
んか。

- ・農業用倉庫についての質問
→農業用倉庫の場合は 200 m²未満であるときは転用の許可は要しない
旨の説明

(閉会時刻午後2時00分)

議事録署名委員

都築 英明

議事録署名委員

公文 基嗣